

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第27回）議事録

1 日 時

平成26年11月11日（火） 16時00分～16時39分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎2号館8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、石戸 奈々子、井手 秀樹、
斎藤 聖美、谷川 史郎（以上6名）

（2）臨時委員（敬称略）

根岸 哲（以上1名）

（3）総務省

（総合通信基盤局）

吉良総合通信基盤局長、吉田電気通信事業部長、高橋総務課長、
吉田事業政策課長、塩崎電気通信技術システム課長、堀内番号企画室長

（4）事務局

蒲生情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長

4 議 題

「国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方」について

開 会

(山内部会長) 本日は写真撮影の申出がありましたので、会議冒頭の部分を撮影いたします。ご出席の皆様におかれましては、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

それでは、ただいまから、第27回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。本日は、委員7名中全員の7名が出席しておりますので、定足数を満たしております。それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

「国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方」

について

(山内部会長) 本日は、諮問第1219号「国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方」について審議いたします。本件は総務大臣の諮問を受けまして、当部会に付託されたものであります。本年8月5日開催の当部会を経て、電気通信番号政策委員会において調査・検討を進めていただいております。

それでは、同委員会の主査代理であります相田委員から、委員会報告書につきましてご説明いただきます。相田委員、どうぞよろしく願いいたします。

(相田部会長代理) 電気通信番号政策委員会の主査代理を務めております相田から、検討結果についてご報告させていただきます。

本件は、ただいまご紹介ありましたように、8月5日の当部会で諮問された件でございます。1から始まる3桁番号、いわゆる1XY番号というのは、桁数が短いために覚えやすくダイヤルしやすいということで、特に緊急通報等の用途に使われているわけでございますけれども、全体で100しか番号がないということで、それをいかに有効利用していくかということでございます。安心・安全な国民生活の実現に大きな役割を果たしている国の相談ダイヤルというものにつきまして、その重要性、国民利便の向上から、ただいま申し上げました有限希少な1XY番号の有効利用の観点から、このような相談ダイヤルに1XY番号を利用することについての考え方について検討させていただいたということでございます。

8月5日に諮問されて以降、委員会を4回開催し、議論を重ねてまいりました。具体的

には、8月20日に諮問事項の説明を受け、9月18日に各府省庁の相談ダイヤルに関するアンケート調査結果等を踏まえて論点整理を行い、10月3日に1XY番号の付与に関する基本方針、10月31日に報告書（案）について議論いたしました。

この度、国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方について、報告書として取りまとめさせていただいた次第です。

この報告書の詳細につきましては、委員会事務局から説明していただくということで、よろしくお願いいたします。

(堀内番号企画室長) それでは、資料27-1「国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方 報告書」に基づきまして、説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、目次でございます。「はじめに」、「第1章 検討の背景」、「第2章 諸外国における特殊サービス向け電話番号の利用状況について」、「第3章 国が提供する相談ダイヤルのアンケート調査について」、「第4章 国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方について」、「おわりに」という構成にしております。

1ページをご覧ください。「はじめに」でございます。国が提供する相談ダイヤルの多くは、0570で始まる10桁の統一番号サービスを利用しているところであるが、桁数が短くダイヤルが簡単な3桁の電話番号、1XY番号を利用したいという要望が複数の省庁から寄せられた。1XY番号については、平成10年度電気通信番号に関する研究会において、その有効利用方策が検討され、現在に至るまで、当該研究会で整理された考え方に基づいた運用がなされている。また、IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会において、地方自治体のコールセンター等行政への問い合わせ番号用としての利用が検討された経緯がある。これらの検討結果を踏まえ、安心・安全な国民生活の実現に大きな役割を果たしている国の相談ダイヤルの重要性並びに国民利便の向上と有限希少な1XY番号の有効利用の観点から、国が提供する相談ダイヤルへの1XY番号の利用の在り方について検討を行うものである、としてございます。

2ページをご覧ください。「第1章 検討の背景」でございます。まず「1 平成10年度電気通信番号に関する研究会における検討」でございます。本件研究会におきましては、将来にわたり1XY番号の空間を確保するとともに、有限希少な1XY番号の逼迫対策を含む有効利用方策について検討がなされ、1XY番号の有効利用の観点から適当と考えられる用途及び電気通信事業者が利用する際の基本的な考え方をまとめ、利用指針が見直されたものでございます。

「(1) 1XY番号の有効利用の観点から適当と考えられる用途」につきまして、まず「ア 特徴と制約」でございます。1XY番号は、「桁数が短いので覚えやすい、ダイヤルしやすい」、「1から始まるので特別なサービスであることを想起しやすい」という特徴を有するとともに、「1から始まる3桁であるため100個しか無い有限希少な資源である」、「3桁程度で100個程度の番号を確保する代替可能な番号空間が無い」という制約を有している。

3 ページをご覧ください。「イ 利用についての基本的な考え方」でございますが、1 X Y 番号の利用に当たっては、① 1 X Y 番号の特徴を活用する必要がある用途に利用すること、② 代替可能な番号空間のない、有限希少な 1 X Y 番号空間に収容するため、1 X Y 番号を利用する必要性が相対的に高い用途を優先することとする基本的な考え方が整理された。

「ウ 有効利用の観点から適当と考えられる用途」でございますが、1 X Y 番号を利用する必要性が相対的に高い用途（優先度の高いもの）と、それ以外のものとに分類し、優先度の高いものを A 分類、それに準じるものを B 分類と整理された。具体的な用途につきましては、本ページの下段に記載しております。例えば A 分類の用途でございますけれども、まず、① 番といたしまして「緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途」。例示としましては、緊急通報、災害対応、プライバシー保護対応がございます。② 番といたしまして「基本的な電気通信サービスの利用に当たって容易な認識が必要となる用途」。例示といたしまして、番号案内、故障受付がございます。③ 番といたしまして、「既に 3 桁の統一番号として広く認識がなされている用途」。例示といたしまして、天気予報、時報、電報受付がございます。④ 番といたしまして、「事業者共通のプレフィックスとしての用途」となっております。B 分類の用途につきましては、説明を省略させていただきます。

4 ページをご覧ください。「(2) 1 X Y 番号利用のための基本的な方針」でございます。A 分類については、広範囲の利用者により容易に認識できる必要があることから、1 X Y の 3 桁を電気通信事業者間で統一して使用する必要があり、1 X Y 番号に設定する用途については限定的であることが望ましいとされた。他方、B 分類については、利用者の利便性及び電気通信事業者の創意工夫の余地の確保のバランスをとる観点から、3 桁目までを番号ごとに大枠で用途設定した上で、4 桁目以降は電気通信事業者の創意工夫により使用することが適当と考えられるとされた。

「(3) 1 X Y 番号の利用指針」でございますが、A 分類については 1 3 番号、B 分類については 4 0 番号の用途を定め、用途を定めない保留番号数は 4 7 番号とした。本利用指針については、現在に至るまで変更がなされておらず、本利用指針に基づく運用がなされているところでございます。

「2 IP 時代における電気通信番号の在り方に関する研究会における検討」でございます。コールセンターを設置運営する横浜市から、行政に対する問い合わせ専用番号としての 3 桁番号の要望がなされた。本要望を受け、1 X Y 番号を行政に対する問い合わせ用番号として使用することについて、平成 1 0 年度番号研究会を踏まえた検討を行うことが適当とされ、本検討の結果、行政に対する問い合わせに限り使用できる番号として 1 X Y 番号を 2 番号、具体的には市町村と都道府県でございますが、付与することが適当とされた。併せて、行政に対する問い合わせについては、A 分類として整理することが適当であるとされたものでございます。

5ページをご覧ください。「3 1XY番号の過去の導入状況」でございます。緊急通報番号については、電気通信番号規則に規定するとともに、緊急通報番号以外のA分類については、電気通信番号規則の細目を定めた件、これは告示でございます、に具体的な番号を規定している。具体的な導入状況を表にまとめておりますけれども、説明は割愛させていただきます。

6ページをご覧ください。「第2章 諸外国における特殊サービス向け電話番号の利用状況について」でございます。諸外国においても、緊急通報については2～3桁の短桁番号で提供されており、3桁番号についてみると、各国ともに公共性、緊急性の高いサービスに利用されている。緊急通報以外の用途については、例えば、障害者施設への問い合わせ、児童虐待に関する通報、消費者相談ホットライン、法律サービスホットライン、生活苦情、迷子相談、公共機関の各種相談・案内に短桁の番号が利用されているところでございます。諸外国の主な利用状況について表で整理しておりますが、一例として英国をご紹介します。

英国につきましては、番号体系といたしまして、1XYないし999の3桁を利用しております。具体的には、101として非緊急通報、111として非緊急医療サービス、112としてEU共通の緊急通報、123として時報、140として発信者番号非表示、195として障害者施設への問い合わせ、999として国内の緊急通報に利用している状況でございます。

7ページをご覧ください。「2 EU共通の特殊サービス向け電話番号（116ヘルプライン）」でございます。欧州では、「116ヘルプライン」と呼ばれ、欧州委員会により「116+3桁の数字」の形式で5個の番号が設定されている。

8ページをご覧ください。116ヘルプラインの番号及び提供サービスについて、表で整理しております。「116 000」として失踪児童に関するホットライン、「116 006」として犯罪被害者のためのヘルプライン、「116 111」として子どものためのヘルプライン、「116 117」といたしまして非緊急医療のコールサービス、「116 123」として心理的支援のためのヘルプラインの5つが設定されております。失踪児童に関するホットラインや、子どものためのヘルプラインについては、高い導入率となっている状況でございます。

9ページをご覧ください。「第3章 国が提供する相談ダイヤルのアンケート調査について」でございます。政府広報オンラインの「暮らしの相談窓口」に掲載されている各府省庁の相談窓口のうち、具体的に電話番号が明示されているものを対象とし、1XY番号の利用希望があった相談ダイヤルについては、追加アンケート調査を実施した。「1 アンケート調査結果」でございますけれども、使用している電話番号の種類については、統一番号サービス（0570）が全体の5割弱と最も多く、次いで着信課金サービス（0120）が全体の2割程度となっている。

通話料金についてですけれども、着信課金サービス（0120）の利用によって通話料

金を無料にしている相談ダイヤルが全体の2割程度、有料ではあるが、通話料金の一部を相談ダイヤルの提供側が負担している又は接続先の振り分けにより長距離通話とならないようにしている相談ダイヤルが全体の4割弱となっている。

受付時間についてですが、平日昼間のみを受付時間としている相談ダイヤルが全体の6割強と最も多くなっている。

受付件数でございますけれども、年間の受付件数が1万件以上の相談ダイヤルが全体の5割強となっている。

アンケート調査結果の概略は、今申し上げたとおりでございますけれども、以下の8つのダイヤルについては、1XY番号の利用希望（今後1XY番号の利用を検討したいというものを含む。）が示された。具体的には、金融サービス利用者相談室、消費者ホットライン、子どもの人権110番、みんなの人権110番、女性の人権ホットライン、法テラス・サポートダイヤル、児童相談所全国共通ダイヤル、情報セキュリティ安心相談窓口の8つでございます。

1XY番号の利用希望を有する省庁からは、1XY番号の利用によるメリットとして、「高齢者の方でも番号を覚えやすい」、「短桁のためにダイヤルが容易になり利用者の利便が向上する」、「相談ダイヤルの認知度が向上し、利用促進が期待できる」、「相談件数の増加に伴う情報の蓄積により被害の未然防止・拡大防止の効果が高まる」などが挙げられた。

今申し上げた8つの相談ダイヤルについて概略を記載しているのが10ページの「21XY番号の利用を希望する相談ダイヤルの概要」でございます。

まず、「(1) 金融サービス利用者相談室」でございます。高齢者や中小企業など金融サービスの利用者が主な相談主体であり、預金や融資、保険商品・保険制度に関する相談、投資商品・証券市場制度・取引所に関する相談や貸金業に関する相談が主な相談内容である。また、高齢者からの詐欺的な投資勧誘トラブルに関する相談も多く寄せられている。相談を受電した際の対応としては、論点の整理などを行った上での助言、解決策の伝達やADR機関などの案内に加え、相談者の了解を得た上で、金融機関への相談内容の伝達や、詐欺的な投資勧誘に関し警察への情報提供を行っている。

11ページをご覧ください。「(2) 消費者ホットライン」です。一般の国民が主な相談主体であるが、近年は高齢者からの相談が増加しており、詐欺的商法による財産被害のトラブルや、生命・身体に被害を及ぼすような事故に関する相談が主な相談内容である。近年は、食品偽装表示に関する相談も多く寄せられている。相談を受電した際の対応としては、解決策の伝達や関係者との調整、仲裁・あっせん等の働きかけに加え、必要に応じ相談者のもとへの訪問も行うほか、他の適切な相談窓口への取次ぎ又は案内を行っている。相談内容等は、全国消費生活情報ネットワーク・システム、PIONEERと呼んでおります、に登録され、全国の消費生活センター等で活用されるとともに、国の行政機関等においても利用されている。

「(3) 子どもの人権110番」でございます。子どもを含む一般の国民が主な相談主体であり、いじめ、体罰や暴行虐待に関する相談が主な相談内容である。相談を受電した際の対応としては、他の適切な機関の案内や解決方法の助言を行うほか、人権侵害の疑いがある場合には人権侵害事件として調査を行い、当事者間の関係の調整や人権侵害を行った者に対する説示・勧告等の措置も行っている。

12ページをご覧ください。「(4) みんなの人権110番」でございます。一般の国民が主な相談主体であり、人権問題に関する様々な相談が寄せられている。相談を受電した際の対応としては、他の適切な機関の案内や解決方法の助言を行うほか、人権侵害の疑いがある場合には人権侵害事件として調査を行い、当事者間の関係の調整や人権侵害を行った者に対する説示・勧告等の措置も行っている。

「(5) 女性の人権ホットライン」でございます。一般の国民が主な相談主体であり、暴行虐待、強制・強要や、セクシャル・ハラスメント、ストーカーに関する相談が主な相談内容である。相談を受電した際の対応としては、他の適切な機関の案内や解決方法の助言を行うほか、人権侵害の疑いがある場合には人権侵害事件として調査を行い、当事者間の関係の調整や人権侵害を行った者に対する説示・勧告等の措置も行っている。

「(6) 法テラス・サポートダイヤル」でございます。一般の国民が主な相談主体であり、相談内容は多岐にわたっているが、離婚事案や債務整理事案に関する相談が多く寄せられている。相談を受電した際の対応としては、一般的な法制度の案内や他の適切な相談窓口への取次ぎ又は案内を行っている。

続きまして、「(7) 児童相談所全国共通ダイヤル」でございます。13ページをご覧ください。一般の国民が主な相談主体であり、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告のほか、子どものしつけ、健康・発達の問題や非行に関する相談、病気や経済的問題などにより十分な子育てが困難となった場合の相談が主な相談内容である。相談を受電した際の対応としては、相談者に来庁を勧め若しくは相談者のもとに訪問することも含めた解決策の伝達や関係者との調整、あっせん等の働きかけに加え、虐待を受けた児童の一時保護等を行うほか、他の適切な相談窓口への取次ぎ又は案内を行っている。

最後に、「(8) 情報セキュリティ安心相談窓口」でございます。一般の国民や中小企業が主な相談主体であり、コンピュータウイルスによる被害やホームページ改ざんに関する相談、情報セキュリティ強化のための対策に関する相談が主な相談内容である。相談を受電した際の対応としては、解決策の伝達に加え、他の適切な相談窓口の案内を行っている。また、情報セキュリティ事案に関する情報収集も兼ねており、得られた情報に基づく対応策のホームページ掲載などに活用している。

14ページをご覧ください。「第4章 国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方について」でございます。相談ダイヤルに対する認知度や利便性の一層の向上を図り、安心・安全で快適な国民生活を実現するためには、いざというときに、国民が簡

便に相談ダイヤルへアクセスできる環境を実現することが必要である。この点、国が提供する相談ダイヤルへの1XY番号の利用は、国民の利便性を高めることに大きく寄与するものと考えられる。平成10年度番号研究会で整理された基本的な考え方等については、今日においても特段の変更を要する状況には無く、当該基本的な考え方等を維持しつつ、行政に対する問い合わせに対して1XY番号を付与することが適当であるとしたIP時代番号研究会の検討結果も踏まえ、国が提供する相談ダイヤルへの1XY番号の利用の在り方を整理することとする、としております。

「1 国が提供する相談ダイヤルにおける3桁番号の有効利用について」でございます。まず「(1) 分類」でございますが、15ページをご覧ください。国の相談ダイヤルについても電気通信事業者間で統一して使用することが望ましく、A分類として整理することが適当である、としてございます。

次に、「(2) 1XY番号の付与に関する基本方針」でございます。A分類の用途である「緊急性・公共性・安全性の観点から重要な用途」に該当するものと判断するためには、相談等を寄せる国民の期待に適切に応え、国民利便の向上を図り、安心・安全で快適な国民生活を実現する観点から、以下の点を総合的に勘案して1XY番号の利用を認めることが適当である、としてございます。

具体的には16ページをご覧ください。7項目について記載させていただいております。①緊急通報までの緊急性は無い場合であっても、事件・事故を未然に防ぐための相談を受け付けるものであること。②国民が日常生活を円滑に営む上での権利侵害を解決するための相談を受け付けるものであること。③地域限定ではなく全国的に利用されるものであることや特定の業種等からの相談ではなくありとあらゆる人が相談できるものであること。④子どもや高齢者が相談することが多いダイヤルなど相談者にとって簡便なダイヤル手法であることが望ましいものであること。⑤相談を受けた後に連絡があった場所へ駆け付けることや具体的な解決策を提示するなど、速やかな解決に向けた対応がなされるものであること。⑥相談内容に応じた適切な体制、具体的には対応時間、対応者の配置、回線数等でございます、が確保されるものであること。⑦一時的ではなく長期的に継続するものであること。

総務省においては、上記①から⑦の諸点に基づき検討を行い、1XY番号の付与を行うことが適当である、としてございます。また、1XY番号の利用に当たっては、関係府省庁において、可能な限り、相談者の通話料金負担に配慮したものとし、通話料金に関する十分な周知を行うことが望ましい、としてございます。

次に、「2 ひっ迫の可能性」でございます。番号のひっ迫に大きな影響を与えない範囲内で、必要に応じ、1XY番号の有効利用を図っていくことが適当、としてございます。

17ページをご覧ください。先ほど申し上げた8つのダイヤルについて1XY番号の付与を検討することとなった場合でも、当面ひっ迫の可能性は低いと考えられる。また、

今後、更なる1XY番号の利用希望が示された場合でも、同種の相談を対象としているダイヤルについては1つの1XY番号に統一した上で複数の相談に対応できるよう措置することなどにより、ひっ迫への対応も可能になる、としてございます。総務省においては、この点に留意して各府省庁と調整を行い、1XY番号の付与について検討を行うことが適当である、としてございます。

次に、「3 具体的に1XY番号を定める場合の対応」でございませう。総務省において具体的な1XY番号を定め告示改正を行った際は、改正告示の公布後、速やかに情報通信審議会に報告することが適当である。総務省において1XY番号を付与するに当たっては、緊急通報番号で使用されている「11Y番号」は使用せず、保留番号数が比較的多い「17Y番号」及び「18Y番号」を優先的に使用することが適当である。なお、数字の語呂合わせ等により国民が覚えやすい形の1XY番号を付与する意義は大きいと考えられるため、容易かつ広範な国民の利用を可能とする観点から、「17Y番号」又は「18Y番号」とは別の番号とすることも可能とする。ただし、「19Y番号」については、今後の新サービスへの対応など1XY番号の更なる利用拡大に対応するため、引き続き保留とすることが適当である。また、複数かつ同種の相談ダイヤルについては、相談内容の専門性や国民の利用しやすさ等を勘案し、1つの1XY番号を統一して使用することも含め、適切に番号を付与することが適当である、としてございませう。

18ページをご覧ください。「おわりに」でございませう。各府省庁においては、相談ダイヤルの運営を適切に行うとともに、その利用状況等について公表することが望ましい。総務省においては、B分類も含めた1XY番号の利用実態の把握を継続的に行うとともに、1XY番号を利用するサービスが停止等された場合には、当該1XY番号の用途設定を解除し、番号利用のニーズ等に応じて、新たなサービスへの利用を進めることが望ましい。総務省においては、1XY番号を取り巻く環境変化を注視しつつ、1XY番号に関する新たな課題等が生じた場合は、適時適切に検討を行っていく必要がある。有限希少な番号資源の管理に当たり、国民利便と番号の拡張可能性等の観点から適切に検討が行われることが望ましい、としてございませう。

以下、資料編といたしまして、電気通信事業政策部会名簿、電気通信番号政策委員会名簿、諮問書、これまでの電気通信事業政策部会及び電気通信番号政策委員会の開催状況を添付してございませう。また、参考資料といたしまして、平成10年度電気通信番号に関する研究会「1XY番号利用指針」、政府広報オンラインに掲載された相談ダイヤルの一覧、国が提供する相談ダイヤルに関するアンケート調査結果の概略を添付してございませう。

説明は以上でございませう。

(山内部長) どうもありがとうございました。それでは、ただいまいただきました説明について、ご意見、あるいはご質問等ございましたら、ご発言願いたいと思いますが、いかがでございませう。どうぞ、斎藤委員。

(斎藤委員) 若い人にダイヤルというと、ダイヤルというのが何だかピンとこないようなのですね。昔、ジーコジーコと回していたときは、1番で心を落ち着かせるとか、9番は早く回せるとか、いろいろな根拠があるとうかがっていました。この1XYというのはダイヤルしやすい番号であるとして書いてありますが、今でも1が付くことによって簡単だと言えるのでしょうか。

また、その希少性ということでございますけれども、番号を押すことに関しては、1を押しても2を押しても変わらないのであれば、3桁なら999まであるわけです。公共性の高いものは1にするというこの整理に全く異存はないのですけれども、考え方として希少性をどこまで考える必要があるのだろうか。ひっ迫時を考えるとありますが、999まであるのであれば、考え方が違ってくるのではないかと思います。

今頃こんなことを申し上げて大変恐縮なのですが、根本的な考え方としてどういう整理をしていらっしゃるのか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

(山内部会長) 事務局、どうぞ。

(堀内番号企画室長) 事務局でございます。ご意見ありがとうございます。

まず、先ほど申し上げましたけれども、1XY番号につきましては歴史的経緯がございます。具体的には緊急通報で使われているということに代表されますけれども、特殊サービスであるということをご記憶しやすいたくあります。また、2から9までの番号から始まる3桁番号につきましては、実際に市内局番として使用されているところがございます。県外からかける場合ではなく、市内でかけるときには、市内局番からダイヤルいたしますので、仮に2から9までの番号から始まる3桁番号を設定した場合、その時点で当該3桁番号につながってしまい、本来目的とする相手につながらないということもございます。そのため、今まで1から始まる3桁番号というものは、市内局番とは別に区分を設けて番号を設定してきたところです。

(山内部会長) 市内で、例えば22の幾つというときには、ということですか。

(堀内番号企画室長) はい。

(山内部会長) 相田委員、どうぞ。

(相田部会長代理) 今のお話と重なってしまいますけれども、ここを議論している中でも、今どきはみんな携帯電話で市外局番からダイヤルするのだから、そういう市内局番への配慮はいいのではないかとか、そもそもこういう相談ダイヤルは、特にスマホであればネットからダウンロードしてもらって、電話帳の機能としてダイヤルできればいいのではないかと議論もありました。しかし、やはり特に、必ずしも携帯を持ってないような子どもがどこからか泣きついて電話をするような事態や、いろいろなケースを考えると、少なくともある種のものに関して、短くて覚えやすい短桁のダイヤルであるということの意義はあるのではないかと思います。

最後のところの、「おわりに」にも書いてありましたように、今挙がっている53の全部をこの3桁で今後とも維持すべきかどうかということについては、十分見直す余地は

あるのではないかと思いますけれども、今回ご要望のあった8つの番号のようなものについては、諸外国の例から見ても、比較的短い番号を割り当てることに強い異論はなかったということを申し上げたいと思います。

(山内副会长) ごもつともだと思います。今、技術的な問題はあるけど、いろいろな角度から検討する場は必要であり、今ここでというよりも、テイクノートしていただいて、またもう少し将来的にということだと思います。

斎藤委員、よろしいですか。

(斎藤委員) はい。ただ、ダイヤルという言葉を使い続けていいのか。

(山内副会长) 確かに、そうですね。谷川委員、どうぞ。

(谷川委員) 2つお伺いしたいのですが、日本はこの1XY番号の付与というのは多い国と考えた方がよいのでしょうか。このリストに載っているもので見ると、諸外国より日本の方が多く配付しているのかなというのが、質問の1つです。

それから、今回この8つということが出ているのですが、これは希望された時期はいつ頃なのでしょう。平成10年という言葉だけが出ていたので、14年間ずっとこういう状態だったのか、最近一気にこの8つが出てきたのか。

(山内副会长) この8つが出たのは、アンケートでしたでしょうか。事務局。

(堀内番号企画室長) まず、希望がいつ寄せられたかという点につきまして、実際に複数の省庁から、現に提供している相談ダイヤルに3桁の番号を使わせてほしいという要望が寄せられたことが検討の発端でございますが、当該要望が寄せられたのは今年の3月でございます。その後、8月に情報通信審議会に諮問をさせていただき、各府省庁に対してアンケート調査を実施いたしました。平成10年度番号研究会との関係についてお話ございましたけれども、当時、新しい1XY番号の利用が広まったこともございまして、1XY番号の数が将来的に足りなくなってしまうのではないかとということから、ひっ迫対策の検討がなされました。具体的に申し上げますと、平成10年5月の時点で、1XY番号の空き番号数が34になり、今後数年のうちに番号ひっ迫の関係で何らかの対策が必要な状況がございましたので、研究会で議論されたという経緯がございます。

また、諸外国と日本の番号を比較してどうかという点でございますけれども、日本におきましては、現状47の番号が保留になっております。日本の場合は、1XYの3桁の番号でやっているところがございますけれども、現在53番号の用途を設定いたしまして、47番号が空いているという状況でございます。諸外国におきましても、日本で1XY番号にて提供しているものは、概ね短桁、2～3桁で提供している状況です。正確な比較はしてございませんが、概ね似たような状況ではないかと思います。なお、アメリカにつきましては、使用している番号がN11でございまして、報告書の6ページでございますが、既に全ての番号を振っている状況でございます。そのため、アメリカに比べれば日本の方が多いと言えらると思います。他の国につきましては、7ページに韓国の例を記載しておりますけれども、13YYという形で4桁の番号を使っているのです

が、そのYYの部分にいろんな数字を当てはめまして、いくつものダイヤルに割り振っておりますので、数としてはそれなりのものがございます。

(谷川委員) 今のご説明の中で、34空きがあったのが、今47空きがあるということですが、空きは増えているのですか。

(堀内番号企画室長) 平成10年当時、1XY番号のひっ迫対策、有効利用方策について議論を行い番号の考え方を整理いたしました。その結果、47番号が保留ということになり、以降、今日に至るまでその状況が変わっていないということでございます。

(谷川委員) ありがとうございます。報告書のどこかに、今年の3月こういう要請があったということに記載したほうが、文脈的によろしいかと思いました。

(山内部長) ありがとうございます。

(吉田電気通信事業部長) 8つの要望について、補足でございます。

これは、今年の8月から9月にかけて、まさにこの審議会のご議論の中で行ったアンケート調査の中で、3月に要請があった省庁も含めて、8つの相談ダイヤルから3桁番号を使いたいという希望があったということでございます。参考資料のアンケート調査結果の概略に、3桁番号の利用の要望として添付しております。そういう意味で言いますと、今年の8月から9月の段階で、あらためて整理をさせていただいた数字でございます。

(山内部長) その辺のいきさつが分かるようなご説明をしていただければよろしいかと思えます。ほかにいかがでしょう。

(相田部長代理) 先ほどの谷川委員に補足させていただきますと、参考資料の1ページ目ですが、1XY番号の利用状況を見ると、130、140、150番台の辺りに「サービス条件設定」と書いてあるのがいっぱいあると思うのですが、例えばこれは、携帯電話から留守番電話の設定をオンにするとか、オフにするとか、そういうことがこの番号でできているということです。携帯電話で留守番電話オンというキーを押すと、携帯電話はこの1何とか番号というのをダイヤルして、それで交換機に伝えると、そのようなメカニズムになっております。そういうのをみんな3桁でやっていたのですけれども、そういう隠れてダイヤルされるものだったら4桁でも大丈夫なのではないかと、一部の番号については4桁化することで詰めていただきました。

それから、もうその時点で昔のオペレータ経由の通話のための番号ですとか、使っていないものは解除していただいて、空きを増やしていただいた。そのような事情がございます。

(山内部長) そのほか、ご発言はいかがでしょう。特によろしゅうございますか。それでは、この辺で意見交換を終了させていただきたいと思えます。

本日、委員の皆様から幾つかご意見いただきました。報告書については大きな修正を要するご意見は特段なかったと理解しております。つきましては、本報告書を当部会の答申(案)としてご了承いただきまして、意見招請の手続を行うことといたしたいと思

ますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。それでは本件につきましては、電気通信番号政策委員会において、引き続き検討していただくことといたします。

閉 会

(山内部会長) 以上で本日の議題は終了いたしました。

委員の皆様から何か特段のご発言があれば承りますが、よろしゅうございますか。

それでは、事務局から何かございますか。

(蒲生管理室長) 特にございません。

(山内部会長) ありがとうございます。それでは、本日の会議を終了させていただきます。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を申し上げます。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。